

**第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション**

【参考資料6】

No.	4	事務事業名	高齢者福祉サービス推進(敬老優待乗車証)事業		所管部課	福祉部 老年介護室
事業内容						
高齢者の社会参加を促進し、社会的交流を通じて生きがいの向上に資するため、その年の1月1日現在市内在住で、3月31日現在70歳以上の市民を対象にバスとタクシーの乗車券を交付する。(以下の2点をセットで対象者に郵送)						
①バス共通寿優待乗車証 市内路線バス1乗車110円、コミュニティバス1乗車50円で利用可能(事業費:90,000千円)						
②寿タクシー利用券 2,100円相当(事業費:61,000千円)						
その他の事業費:19,980千円(乗車券の製作費・封入封緘に係る費用・簡易書留郵送料)						
事業の対象						
対象	1月1日現在市内在住で3月31日現在70歳以上の人			人数・数量等	49,895人 (平成26年4月1日 時点)	
経費の負担						
①バス共通寿優待乗車証 市内路線バス 1乗車210円:利用者110円、市50円、バス事業者50円の割合で負担(H25年度市負担額:86,000,000円) コミュニティバス 1乗車100円:利用者50円、市25円、バス事業者25円の割合で負担(H25年度市負担額:4,000,000円)						
②寿タクシー利用券 2,100円分:市2,000円、タクシー事業者100円の割合で負担(利用者負担なし)(H25年度市負担額:57,018,000円)						
事業実績						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
バス優待乗車証 交付人数	33,189	34,327	35,751	37,779	39,371	40,831
寿タクシー券 交付人数	36,056	37,464	39,169	41,321	43,196	44,832
寿タクシー券 利用枚数	92,533	100,143	104,617	109,114	114,036	—
事業費(千円)	139,703	143,412	145,988	159,336	164,671	170,980
バス優待乗車証 市負担額	75,530	75,530	75,530	86,500	90,000	90,000
タクシー券 市負担額	46,270	50,070	52,300	54,570	57,018	61,000
人員配置 (人)	正規職員	1	1	1	1	1
	再任用職員					
	任期付短時間勤務職員	1	1	1	1	1
	臨時職員					
	アルバイト職員					
	その他職員					
合計	2	2	2	2	2	2
人件費(参考)(千円)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

※事業費は平成25年度までは決算額、平成26年度は当初予算額を記載しています。

見直し案A	タクシー券を廃止する					
見直し案の 設定理由	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会等でバス優待乗車証に比べタクシー券は不要であるとの意見が多い。 本市と同様の水準で、バス優待乗車証とタクシー券を交付している自治体がない。 2,100円分のタクシー券では利用回数に限りがあり、頻繁な外出に繋がりにくい。 					
詳細	・タクシー券を廃止し、バス優待乗車証のみを対象者に郵送する。					
課題	・対象者が増加し、事業費が増加する。					
見直し後のシミュレーション						
	H27	H28	H29	H30	H35	H40
バス優待乗車証 交付人数	41,422	42,657	43,891	45,125	49,563	48,303
寿タクシー券 交付人数	—	—	—	—	—	—
寿タクシー券 利用枚数	—	—	—	—	—	—
事業費(千円)	110,900	113,627	116,436	119,329	129,262	125,984
バス優待乗車証 市負担額	90,900	93,627	96,436	99,329	109,262	105,984
タクシー券 市負担額	—	—	—	—	—	—
人員配置 (人)	正規職員	1	1	1	1	1
	再任用職員					
	任期付短時間勤務職員	1	1	1	1	1
	臨時職員					
	アルバイト職員					
	その他職員					
合計	2	2	2	2	2	2
人件費(参考)(千円)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
事業費等算定根拠	バス優待乗車証の交付率:82.1% バス優待乗車証市負担額は、交付人数の増加率を乗じて算出					

**第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション**

【参考資料6】

No.	4	事務事業名	高齢者福祉サービス推進(敬老優待乗車証)事業	所管部課	福祉部 高年介護室
-----	---	-------	------------------------	------	-----------

見直し案B	所得制限を設ける【介護保険の保険料段階第3段階までの方】					
見直し案の設定理由	所得のある人には敬老優待乗車証の必要性は低いと考えられる。					
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者本人が市民税非課税であり、かつ世帯員全員が市民税非課税の者(介護保険の保険料段階が第3段階までの者)に限定する。(※ 単身で年金収入のみの場合、年収155万円までの人を想定) ・前年所得の状況により対象者を特定し10月1日から1年間利用可能な敬老優待バス乗車証及びタクシー券を郵送する。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修に経費がかかる。 ・所得更正(年度の途中での所得の修正)に対応できない。 ・システム改修及び制度設計に時間がかかるためH27年度から実施不可 ・所得を確定してから交付すると、年度途中からの交付となり、交付の時期がずれる。 <p>【個人情報保護審査会で所得情報の目的外利用が認められなかった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務部門が把握している所得情報を活用する法的根拠がないため、対象者全員に申請書及び所得情報確認の同意書を送付し、同意を得た対象者の所得情報を確認するなどの事務が発生する。これらの事務にかかる人件費が増加する。 ・また、児童手当の場合と同様に、改めて所得証明等の添付を求める必要がある場合、その確認事務が発生するが、児童手当(対象者:23,000人)の例では、正規職員3名とアルバイト4名(所得の確認作業に従事。繁忙期のみ雇用)で対応しており、敬老優待乗車証の場合、対象者は児童手当の約2倍となる。 					
見直し後のシミュレーション	H27	H28	H29	H30	H35	H40
バス優待乗車証 交付人数	41,422	16,593	17,073	17,553	19,280	18,790
寿タクシー券 交付人数	45,458	18,210	18,737	19,264	21,159	20,621
寿タクシー券 利用枚数	120,009	48,074	49,466	50,857	55,860	54,439
事業費(千円)	170,905	80,458	82,247	84,068	90,433	88,448
バス優待乗車証 市負担額	90,900	36,421	37,514	38,639	42,503	41,228
タクシー券 市負担額	60,005	24,037	24,733	25,429	27,930	27,220
人員配置(人)						
正規職員	2	2	2	2	2	2
再任用職員						
任期付短時間勤務職員	1	2	1	1	1	1
臨時職員						
アルバイト職員		2				
その他職員						
合計	3	6	3	3	3	3
人件費(参考) (千円)	19,400	25,600	19,400	19,400	19,400	19,400
事業費等算定根拠	<p>平成26年6月末時点70歳以上:49,721人 介護保険料の所得段階 第3段階までの方:19,362人(38.9%) バス優待乗車証の交付率:82.1% 寿タクシー券の交付率:90.1% 寿タクシー券の使用率:66% 平成28年度については、上半期は既存の制度で運用し、下半期から所得制限を導入 【個人情報保護審査会で所得情報の目的外利用が認められた場合】 正規職員2名で対応 ※ 上記内容は粗い見込です</p>					

**第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション**

【参考資料6】

No.	4	事務事業名	高齢者福祉サービス推進(敬老優待乗車証)事業	所管部課	福祉部 老年介護室
-----	---	-------	------------------------	------	-----------

見直し案C	所得制限を設ける【介護保険の保険料段階第6段階までの方】					
見直し案の設定理由	所得のある人は敬老優待乗車証の必要性は低いと考えられる。					
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者本人が市民税非課税及び前年の所得が125万円以上190万円未満の方まで対象とする(介護保険の保険料第6段階まで) (※ 単身で年金収入のみの場合、年収310万円までの人を想定) ・前年所得の状況により対象者を特定し10月1日から1年間利用可能な敬老優待バス乗車証及びタクシー券を郵送する。 					
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修に経費がかかる。 ・所得更正(年度の途中での所得の修正)に対応できない。 ・システム改修及び制度設計に時間がかかるためH27年度から実施不可 ・所得を確定してからの交付すると、年度途中からの交付となり、交付の時期がずれる。 【個人情報保護審査会で所得情報の目的外利用が認められなかった場合】 ・税務部門が把握している所得情報を活用する法的根拠がないため、対象者全員に申請書及び所得情報確認の同意書を送付し、同意を得た対象者の所得情報を確認するなどの事務が発生する。これらの事務にかかる人件費が増加する。 ・また、児童手当の場合と同様に、改めて所得証明等の添付を求める必要がある場合、その確認事務が発生するが、児童手当(対象者:23,000人)の例では、正規職員3名とアルバイト4名(所得の確認作業に従事。繁忙期のみ雇用)で対応しており、敬老優待乗車証の場合、対象者は児童手当の約2倍となる。 					
見直し後のシミュレーション	H27	H28	H29	H30	H35	H40
バス優待乗車証 交付人数	41,422	37,282	38,360	39,439	43,318	42,217
寿タクシー券 交付人数	45,458	40,915	42,098	43,282	47,539	46,330
寿タクシー券 利用枚数	120,009	108,016	111,139	114,264	125,503	122,311
事業費(千円)	170,905	155,838	159,855	163,945	178,247	173,786
バス優待乗車証 市負担額	90,900	81,830	84,285	86,813	95,495	92,630
タクシー券 市負担額	60,005	54,008	55,570	57,132	62,752	61,156
人員						
正規職員	2	2	2	2	2	2
再任用職員						
配置						
任期付短時間勤務職員	1	2	1	1	1	1
臨時職員						
(人)						
アルバイト職員		2				
その他職員						
合計	3	6	3	3	3	3
人件費(参考) (千円)	19,400	25,600	19,400	19,400	19,400	19,400
事業費等算定根拠	<p>平成26年6月末時点70歳以上:49,721人 介護保険料の所得段階 第6段階までの方:43,449人(87.4%) バス優待乗車証の交付率:82.1% 寿タクシー券の交付率:90.1% 寿タクシー券の使用率:66% 平成28年度については、上半期は既存の制度で運用し、下半期から所得制限を導入【個人情報保護審査会で所得情報の目的外利用が認められた場合】 正規職員2名で対応 ※ 上記内容は粗い見込みです</p>					

第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション **【参考資料6】**

No.	4	事務事業名	高齢者福祉サービス推進(敬老優待乗車証)事業	所管部課	福祉部高年介護室
-----	---	-------	------------------------	------	----------

見直し案D		対象年齢を引き上げる					
見直し案の設定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる高齢化に備えて市負担額を抑制する必要がある。 ・高齢者の年齢に対する意識が変わってきている。 						
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢を現在の70歳以上から75歳以上まで引き上げる。 						
課題	・特に無し						
見直し後のシミュレーション		H27	H28	H29	H30	H35	H40
バス優待乗車証 交付人数		26,586	27,564	28,543	29,522	33,936	36,807
寿タクシー券 交付人数		29,177	30,250	31,324	32,398	37,243	40,394
寿タクシー券 利用枚数		77,027	79,860	82,696	85,531	98,321	106,639
事業費(千円)		116,281	119,821	123,365	126,908	142,896	153,293
バス優待乗車証 市負担額		57,767	59,891	62,017	64,143	73,735	79,973
タクシー券 市負担額		38,514	39,930	41,348	42,765	49,161	53,320
人員配置(人)	正規職員	1	1	1	1	1	1
	再任用職員						
	任期付短時間勤務職員	1	1	1	1	1	1
	臨時職員						
	アルバイト職員						
	その他職員						
合計		2	2	2	2	2	2
人件費(参考)(千円)		11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
事業費等算定根拠	バス優待乗車証交付率:82.1% 寿タクシー券交付率:90.1% 寿タクシー券使用率:66% バス市負担額:平成26年度の市負担額に75歳以上の割合とバス優待乗車証交付率を乗じて算出。 平成28年度以降は交付人数の増加率を乗じて算出						

見直し案E		バスかタクシーの選択制とする					
見直し案の設定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・バス優待乗車証とタクシー券をセットで受領するため、使用しない人にも交付されている。 ・本市と同様の水準で、バス優待乗車証とタクシー券を交付している自治体がない。 						
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・バス優待乗車証がタクシー券の選択制とする 						
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対して改めてバス、タクシーいずれを選択するかを確認する事務等により事業費、人件費が増加する。 						
見直し後のシミュレーション		H27	H28	H29	H30	H35	H40
バス優待乗車証 交付人数		21,443	22,082	22,721	23,360	25,657	25,005
寿タクシー券 交付人数		21,442	22,081	22,720	23,359	25,657	25,004
寿タクシー券 利用枚数		56,607	58,294	59,981	61,668	67,734	66,011
事業費(千円)		95,482	97,740	100,042	102,386	110,574	108,272
バス優待乗車証 市負担額		47,178	48,593	50,051	51,552	56,707	55,266
タクシー券 市負担額		28,304	29,147	29,991	30,834	33,867	33,006
人員配置(人)	正規職員	1	1	1	1	1	1
	再任用職員						
	任期付短時間勤務職員	1	1	1	1	1	1
	臨時職員						
	アルバイト職員	2					
	その他職員						
合計		4	2	2	2	2	2
人件費(参考)(千円)		14,600	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
事業費等算定根拠	申請率を85%(平成26年度の新規対象者の申請率を算定根拠とする) バス選択者とタクシー選択者の比率を50%ずつとする。 寿タクシー券使用率:66% H27については、選択制の導入に伴い入力作業及び問合せの増加に対応した人員配置としている。						

**第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション**

【参考資料6】

No.	4	事務事業名	高齢者福祉サービス推進(敬老優待乗車証)事業	所管部課	福祉部高年介護室
-----	---	-------	------------------------	------	----------

見直し案F	バス優待乗車証にICカードを導入し利用限度を設ける						
見直し案の設定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は利用限度がないため、バスを日常的に利用する方と利用しない方との公平性に欠ける面がある。 ・バス優待乗車証の市負担額は、現在、一定期間の乗降調査実績を参考に算出されているが、実際の利用実績に応じた精算払いを可能とする。 						
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・バス優待乗車証をICカード化し利用限度を年間40回に設定する。 ・利用者はICカードにあらかじめチャージし、利用1回ごとに110円を負担する。 						
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修に約1億円の経費がかかる。(1枚当たり約500円のICカード発行に係る経費を含む) ・システムの改修に時間がかかるため、H27年度からの導入は不可 ・システムの保守管理料としてICカード1枚当たり50円の経費がかかる。 						
見直し後のシミュレーション		H27	H28	H29	H30	H35	H40
バス優待乗車証 交付人数		41,422	42,657	43,891	45,125	49,563	48,303
寿タクシー券 交付人数		45,458	46,813	48,167	49,522	54,392	53,009
寿タクシー券 利用枚数		120,009	123,586	127,161	130,738	143,595	139,944
事業費(千円)		170,905	141,513	145,029	148,544	161,187	157,597
バス優待乗車証 市負担額		90,900	59,720	61,448	63,175	69,389	67,625
タクシー券 市負担額		60,005	61,793	63,581	65,369	71,798	69,972
人員配置 (人)	正規職員	1	1	1	1	1	1
	再任用職員						
	任期付短時間勤務職員	1	2	1	1	1	1
	臨時職員						
	アルバイト職員		2				
	その他職員						
合計		2	5	2	2	2	2
人件費(参考) (千円)		11,000	17,200	11,000	11,000	11,000	11,000
事業費等算定根拠		バス優待乗車証交付率: 82.1% バス優待乗車証利用率: 70% 寿タクシー券交付率: 90.1% 寿タクシー券使用率: 66% H28については、ICカード導入に伴う説明会等の開催等を想定した人員配置としている					

(参考) 介護保険の保険料段階

保険料段階			対象者数(人)	割合	累積割合	
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方		1,555	3.13%	3.13%	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	10,099	20.31%	23.44%
第3段階			前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	7,708	15.50%	38.94%
第4段階	世帯員に市民税課税者がいる方		12,107	24.35%	63.29%	
第5段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円未満の方	5,313	10.69%	73.98%	
第6段階		前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	6,667	13.41%	87.39%	
第7段階		前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	4,951	9.96%	97.34%	
第8段階		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	589	1.18%	98.53%	
第9段階		前年の合計所得金額が600万円以上の方	732	1.47%	100.00%	
合計			49,721			

**第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション 【参考資料6】**

No.	5	事務事業名	障害者優待乗車券交付事業	所管部課	福祉部障害福祉課	
事業内容						
<p>・障害者の社会参加の促進を図るため、障害者手帳所持者を対象に優待乗車券を交付する。</p> <p>・手帳内容に応じていずれか1つの優待乗車券を交付する。 ①介護付バス共通優待乗車証：第1種身体障害者・第1種知的障害者・精神障害1級(34,810千円) ②福祉タクシー利用券：身体障害者1及び2級・第1種知的障害者・精神障害者1級(50,419千円) ③単独バス共通特別乗車証：第2種身体障害者・第2種知的障害者・精神障害2級3級(34,771千円)</p> <p>(①②③全体に係る需用費及び郵便料4,610千円) ・バス優待乗車証使用状況調査業務委託料(4,300千円)</p>						
事業の対象						
対象	市内在住の障害者(障害者手帳所持者)			人数・数量等	16,223人 (平成26年3月31日 時点)	
経費の負担						
①介護付バス優待乗車証(身体・知的)	乗車1回につき210円について、市220円(110円×2(本人、介護者))、事業者200円(100円×2(本人、介護者))の割合で負担。本人負担なし。					
介護付バス優待乗車証(精神)	乗車1回につき210円について、市420円(210円×2(本人、介護者))、事業者、本人負担なし。					
②単独バス共通特別乗車証(身体・知的)	乗車1回につき210円について、市110円(110円×1(本人))、事業者100円(100円×1(本人))の割合で負担。本人負担なし。					
単独バス共通特別乗車証(精神)	乗車1回につき210円について、市210円(210円×1(本人))、事業者、本人負担なし。					
※①②ともたこバスは半額						
③福祉タクシー利用券	24,000円(500円×48枚)について市24,000円負担。事業者は乗車料金の1割を負担。(身体・知的のみ)本人負担なし。					
事業実績						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
介護付バス共通優待乗車証交付人数(人)	2,443	2,497	2,518	2,618	2,572	3,040
単独バス共通特別乗車証交付人数(人)	5,436	5,872	6,248	6,793	7,181	8,400
福祉タクシー利用券交付人数(人)	3,460	3,500	3,615	3,741	3,739	4,380
福祉タクシー利用券利用枚数(枚)	80,737	84,555	85,731	85,987	88,217	103,417
事業費(千円)	113,858	116,727	118,162	117,889	118,839	128,910
介護付バス共通優待乗車証(市負担額)	34,810	34,810	34,372	34,810	36,809	34,810
単独バス共通特別乗車証(市負担額)	34,771	34,771	34,285	34,770	36,771	34,771
バス市バス移譲分(市負担額)	-	-	923	-	-	-
福祉タクシー利用券(市負担額)	41,465	43,389	43,980	44,112	45,258	50,419
人員配置(人)						
正規職員	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52
再任用職員						
任期付短時間勤務職員						
臨時職員						
アルバイト職員						
その他職員	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
合計	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82
人件費(参考)(千円)	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126

※事業費は平成25年度までは決算額、平成26年度は当初予算額を記載しています。

見直し案A	制度の対象を重度・中度の障害者とする。					
見直し案の設定理由	・事業費を抑制する何らかのしくみを導入する必要があるため、支援の必要性が高い重度、中度の障害者を対象とする。					
詳細	交付対象者：身体1～4級、療育A・B1、精神1・2級					
課題	事業費抑制効果が小さい。					
見直し後のシミュレーション						
	H27	H28	H29	H30	H35	H40
介護付バス共通優待乗車証交付人数(人)	2,729	2,810	2,895	2,982	3,457	4,007
単独バス共通特別乗車証交付人数(人)	5,273	5,431	5,594	5,762	6,679	7,743
福祉タクシー利用券交付人数(人)	3,967	4,086	4,208	4,335	5,025	5,825
福祉タクシー利用券利用枚数(枚)	93,487	96,292	99,181	102,156	118,427	137,289
事業費(千円)	185,248	190,806	196,530	202,426	234,666	272,045
介護付バス共通優待乗車証(市負担額)	67,646	69,676	71,766	73,919	85,692	99,341
単独バス共通特別乗車証(市負担額)	69,639	71,728	73,880	76,096	88,216	102,268
バス市バス移譲分(市負担額)						
福祉タクシー利用券(市負担額)	47,963	49,402	50,884	52,411	60,758	70,436
人員配置(人)						
正規職員	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52
再任用職員						
任期付短時間勤務職員						
臨時職員						
アルバイト職員						
その他職員	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
合計	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82
人件費(参考)(千円)	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126
事業費等算定根拠						

第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション **【参考資料6】**

No.	5	事務事業名	障害者優待乗車券交付事業	所管部課	福祉部障害福祉課
-----	---	-------	--------------	------	----------

見直し案B		制度の対象を重度の障害者とする。					
見直し案の 設定理由	・事業費を抑制する何らかのしきみを導入する必要があるため、支援の必要性が最も高い重度の障害者を対象とする。						
詳細	交付対象者：第1種障害者、精神1級						
課題	対象外となる人数が多い。						
見直し後のシミュレーション		H27	H28	H29	H30	H35	H40
介護付バス共通優待乗車証交付人数 (人)	2,729	2,810	2,895	2,982	3,457	4,007	
単独バス共通特別乗車証交付人数 (人)	0	0	0	0	0	0	
福祉タクシー利用券交付人数(人)	3,967	4,086	4,208	4,335	5,025	5,825	
福祉タクシー利用券利用枚数(枚)	93,487	96,292	99,181	102,156	118,427	137,289	
事業費(千円)	115,609	119,078	122,650	126,330	146,450	169,777	
介護付バス共通優待乗車証(市負担額)	67,646	69,676	71,766	73,919	85,692	99,341	
単独バス共通特別乗車証(市負担額)							
バス市バス移譲分(市負担額)							
福祉タクシー利用券(市負担額)	47,963	49,402	50,884	52,411	60,758	70,436	
人員配置 (人)	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	
正規職員							
再任用職員							
任期付短時間勤務職員							
臨時職員							
アルバイト職員							
その他職員	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
合計	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	
人件費(参考)(千円)	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	
事業費等算定根拠							

見直し案C		利用限度額を設ける。①					
見直し案の 設定理由	・事業費を抑制する何らかのしきみを導入する必要があるため、障害の程度に応じてバス乗車回数券を交付する。						
詳細	第1種障害者・精神1級:10,000円分(介護者分含む)、第2種障害者・精神2・3級:5,000円分						
課題	利用回数に制限が生じる。						
見直し後のシミュレーション		H27	H28	H29	H30	H35	H40
介護付バス共通優待乗車証交付人数 (人)	2,729	2,810	2,895	2,982	3,457	4,007	
単独バス共通特別乗車証交付人数 (人)	7,618	7,847	8,082	8,325	9,651	11,188	
福祉タクシー利用券交付人数(人)	3,967	4,086	4,208	4,335	5,025	5,825	
福祉タクシー利用券利用枚数(枚)	93,487	96,292	99,181	102,156	118,427	137,289	
事業費(千円)	113,343	117,587	120,244	123,856	143,583	166,446	
介護付バス共通優待乗車証(市負担額)	27,290	28,950	28,950	29,820	34,570	40,070	
単独バス共通特別乗車証(市負担額)	38,090	39,235	40,410	41,625	48,255	55,940	
バス市バス移譲分(市負担額)							
福祉タクシー利用券(市負担額)	47,963	49,402	50,884	52,411	60,758	70,436	
人員配置 (人)	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	
正規職員							
再任用職員							
任期付短時間勤務職員							
臨時職員							
アルバイト職員							
その他職員	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
合計	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	
人件費(参考)(千円)	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	
事業費等算定根拠							

第2回財政健全化推進市民会議検討部会 (H26.8.6) 資料
事業見直しシミュレーション **【参考資料6】**

No.	5	事務事業名	障害者優待乗車券交付事業	所管部課	福祉部障害福祉課
-----	---	-------	--------------	------	----------

見直し案D		利用限度額を設ける。②					
見直し案の設定理由	・事業費を抑制する何らかのしきみを導入する必要があるため、障害者本人のみにバス乗車回数券を交付する。						
詳細	全障害者手帳所持者を対象に6,000円分を交付する。						
課題	利用回数に制限が生じる。						
見直し後のシミュレーション		H27	H28	H29	H30	H35	H40
介護付バス共通優待乗車証交付人数(人)	2,729	2,810	2,895	2,982	3,457	4,007	
単独バス共通特別乗車証交付人数(人)	7,618	7,847	8,082	8,325	9,651	11,188	
福祉タクシー利用券交付人数(人)	3,967	4,086	4,208	4,335	5,025	5,825	
福祉タクシー利用券利用枚数(枚)	93,487	96,292	99,181	102,156	118,427	137,289	
事業費(千円)	110,045	113,346	116,747	120,249	139,401	161,606	
介護付バス共通優待乗車証(市負担額)	16,372	16,863	17,369	17,890	20,739	24,043	
単独バス共通特別乗車証(市負担額)	45,710	47,081	48,494	49,948	57,904	67,127	
バス市バス移譲分(市負担額)							
福祉タクシー利用券(市負担額)	47,963	49,402	50,884	52,411	60,758	70,436	
人員配置(人)	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	0.52	
正規職員							
再任用職員							
任期付短時間勤務職員							
臨時職員							
アルバイト職員							
その他職員	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
合計	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82	
人件費(参考)(千円)	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	5,126	
事業費等算定根拠							

見直し案E		所得制限を設ける。					
見直し案の設定理由	・事業費を抑制する何らかのしきみを導入する必要があるため、所得制限を設ける。						
詳細	市民税非課税世帯(障害福祉サービスでの算定基準)を交付の対象とする。 障害者本人が18歳以上の場合:本人及び配偶者の所得が対象となる。 障害者本人が児童の場合:保護者の世帯所得が対象となる。						
課題	事業費抑制効果が小さい。						
見直し後のシミュレーション		H27	H28	H29	H30	H35	H40
介護付バス共通優待乗車証交付人数(人)	2,265	2,332	2,403	2,475	2,869	3,326	
単独バス共通特別乗車証交付人数(人)	6,323	6,513	6,708	6,910	8,010	9,286	
福祉タクシー利用券交付人数(人)	3,967	4,086	4,208	4,335	5,025	5,825	
福祉タクシー利用券利用枚数(枚)	93,487	96,292	99,181	102,156	118,427	137,289	
事業費(千円)	188,820	194,490	200,325	206,335	239,197	277,296	
介護付バス共通優待乗車証(市負担額)	56,146	57,831	59,566	61,353	71,124	82,453	
単独バス共通特別乗車証(市負担額)	84,711	87,257	89,875	92,571	107,315	124,407	
バス市バス移譲分(市負担額)							
福祉タクシー利用券(市負担額)	47,963	49,402	50,884	52,411	60,758	70,436	
人員配置(人)	1.52	1.52	1.52	1.52	1.52	1.52	
正規職員							
再任用職員							
任期付短時間勤務職員							
臨時職員							
アルバイト職員							
その他職員	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	
合計	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82	2.82	
人件費(参考)(千円)	16,226	16,226	16,226	16,226	16,226	16,226	
事業費等算定根拠	所得要件等確認作業の増加に伴う人件費増を見込む。 所得要件により現行対象者の約83%を対象として算定する。						